令和８年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和８年11月16日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第46号

令和８年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（新潟県行政組織規則の一部改正）

第１条　新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
目次	目次
第１章・第２章　（略）	第１章・第２章　（略）
第３章　地域機関	第３章　地域機関
第１節・第２節　（略）	第１節・第２節　（略）
第３節　その他の機関	第３節　その他の機関
第１款～第27款　（略）	第１款～第27款　（略）
第27款の２　企業誘致・投資促進営業本部	
第28款～第40款　（略）	第28款～第40款　（略）
第４章・第５章　（略）	第４章・第５章　（略）
附則	附則
（分掌事務）	（分掌事務）
第９条　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。	**第９条**　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。
知事政策局～福祉保健部　（略）	知事政策局～福祉保健部　（略）
産業労働部	産業労働部
産業政策課	産業政策課
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
(11)　企業誘致・投資促進営業本部に関する事項	
地域産業振興課～雇用能力開発課　（略）	地域産業振興課～雇用能力開発課　（略）
観光文化スポーツ部～出納局　（略）	観光文化スポーツ部～出納局　（略）
２　（略）	２　（略）
（設置）	（設置）
第66条　国会、中央官庁等との連絡調整及び県内産業の振興のため、東京事務所を東京都千代田区に置く。	**第66条**　国会、中央官庁等との連絡調整、県内産業の振興及び企業誘致のため、東京事務所を東京都千代田区に置く。
（分掌事務）	（分掌事務）
第67条　東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。	**第67条**　東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
	(3)　県外企業の誘致の促進に関する事項
（設置）	（設置）
第126条　経済交流の促進及び県内産業の振興のため、大阪事務所を大阪市に置く。	**第126条**　経済交流の促進、県内産業の振興及び企業誘致のため、大阪事務所を大阪市に置く。
（分掌事務）	（分掌事務）
第127条　大阪事務所の分掌事務は、次のとおりと	**第127条**　大阪事務所の分掌事務は、次のとおりと

する。 (1)・(2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) **第27款の２**　企業誘致・投資促進営業本部 （設置） **第127条の２**　企業の誘致及び投資の促進のため、企業誘致・投資促進営業本部を東京都千代田区に置く。 （分掌事務） **第127条の３**　企業誘致・投資促進営業本部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　県外企業の誘致の促進に関する事項 (2)　県外企業の県内への投資の促進に関する事項 （内部組織の長等） **第192条**　(略) ２～６　(略) ７　企業誘致・投資促進営業本部に副営業本部長を置く。 ８　各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長、鳥獣被害対策統括調整監及び副営業本部長は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。 （課長代理等） **第211条**　(略) ２～４　(略) ５　企業誘致・投資促進営業本部に営業本部長代理を置く。 ６　課長代理、総括所長代理、所長代理、室長代理及び営業本部長代理は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。	する。 (1)・(2)　(略) (3)　県外企業の誘致の促進に関する事項 (4)　(略) (5)　(略) （内部組織の長等） **第192条**　(略) ２～６　(略) ７　各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。 （課長代理等） **第211条**　(略) ２～４　(略) ５　課長代理、総括所長代理、所長代理及び室長代理は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。

（新潟県物品会計規則の一部改正）

第２条　新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（物品出納員等の指揮監督） **第32条**　会計管理者及び物品出納員は、それぞれ次に掲げる区分に従い、物品会計事務について、物品出納員又は物品補助会計職員を指揮監督しなければならない。	（物品出納員等の指揮監督） **第32条**　会計管理者及び物品出納員は、それぞれ次に掲げる区分に従い、物品会計事務について、物品出納員又は物品補助会計職員を指揮監督しなければならない。

(1) 会計管理者　出納局、課、東京事務所、大阪事務所及び企業誘致・投資促進営業本部に所属する物品出納員及び物品補助会計職員 (2)・(3)　(略)	(1) 会計管理者　出納局、課、東京事務所及び大阪事務所に所属する物品出納員及び物品補助会計職員 (2)・(3)　(略)

（新潟県財務規則の一部改正）

第３条　新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　(略) (6) 次長　新潟県行政組織規則第189条第１項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を２人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を２人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第２項に規定する副館長、東京事務所副所長、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、企業誘致・投資促進営業本部副営業本部長（副営業本部長を２人以上置く場合は、総務を担当する副営業本部長に限る。）、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第４号）第21条第１項及び第27条第１項に規定する次長及び副館長（次長又は副館長を２人以上置く場合は、事務所長の指定する次長又は副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第６号）第28条第１項（同規則第42条の16第６項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の８第５項及び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第３号）第59条第１項に規定する副署長及び次長をいう。 (7)　(略) (8) 係長　新潟県行政組織規則第170条第１項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第２項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第192条第１項に規定する係長、同規則第211条第１項に規定する課長代理、同条第２項に規定する総括所長代理、同条第３項に規定する所長代理（大阪事務所所長代理に限る。）、同条第５項に規定する営業本部長代理、同規則第212条第１項に規定する係長、新潟県教育委員会組織規則第22条第１項及び第28条第１項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する	（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　(略) (6) 次長　新潟県行政組織規則第189条第１項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を２人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を２人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第２項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を２人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第４号）第21条第１項及び第27条第１項に規定する次長及び副館長（次長又は副館長を２人以上置く場合は、事務所長の指定する次長又は副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第６号）第28条第１項（同規則第42条の16第６項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の８第５項及び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第３号）第59条第１項に規定する副署長及び次長をいう。 (7)　(略) (8) 係長　新潟県行政組織規則第170条第１項に規定する係長、同規則第171条に規定する行政調査員、同規則第177条第２項に規定する政策企画員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第192条第１項に規定する係長、同規則第211条第１項に規定する課長代理、同条第２項に規定する総括所長代理、同条第３項に規定する所長代理（大阪事務所所長代理に限る。）、同規則第212条第１項に規定する係長、新潟県教育委員会組織規則第22条第１項及び第28条第１項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第28条の２第１項（第42条の８第６

規則第28条の２第１項（同規則第42条の８第６項、第42条の16第６項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。 (9)～(19)　（略）	項、第42条の16第６項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。 (9)～(19)　（略）
別表第１（第２条関係） 名　　称 / 所管組織 （略） / （略） 東京事務所 企業誘致・投資促進営業本部 （略） （略）	**別表第１**（第２条関係） 名　　称 / 所管組織 （略） / （略） 東京事務所 （略） （略）

附　則

この規則は、令和８年11月16日から施行する。